

データ連携WT_検討概要

2022年10月

デジタル庁

事前アンケート結果（データ連携）

データ連携WTにおいては、事前アンケートではより多く意見が寄せられた検討課題#1、2、4を中心に扱うこととする。

<データ連携に関する検討課題（候補）に関する意見集計結果>

| # | 検討課題（候補） | 要検討とした事業者数 | 要検討とした理由（要旨抜粋） |
|---|---|------------|--|
| 1 | <u>共通機能標準仕様書【第1.0版】にて定められたAPI連携仕様について</u> | 15 | <ul style="list-style-type: none"> ✓ 事業者の認識齟齬や実装差異を防ぐため ✓ 詳細仕様の明確化がないと開発が着手できないため ✓ 仕様の不足箇所等、疑問点が多いため ✓ 基幹業務システム間の連携が確実に実施できなければ令和7年度中のシステム稼働が実現困難となるため ✓ 資料間の不整合と思われる箇所の認識合わせを行うため |
| 2 | <u>共通機能標準仕様書【第1.0版】のファイル連携仕様について</u> | 12 | <ul style="list-style-type: none"> ✓ データ連携・連携要件の強化すべき箇所があるため（#1と同様の意見は省略） |
| 3 | ファイル連携の認証認可方式 | 4 | <ul style="list-style-type: none"> ✓ セキュリティに関する要件は開発工数に影響するため、早めに把握できることが望ましいため （※ #2のサブ課題として取り扱う） |
| 4 | <u>標準準拠システム移行期間におけるデータ連携の具体的な対応案</u> | 7 | <ul style="list-style-type: none"> ✓ 安全な移行を実現するためのベースラインルールが必要と考えるため ✓ リフトおよびシフトの時期が標準準拠システム毎に変わる可能性があり、国として対応方針が定められると自治体も検討しやすいため |
| 5 | 統合DBに求める最低限の仕様について | 2 | <ul style="list-style-type: none"> ✓ 統合DBを開発対象に含めるか判断を行うため （その他のサブ課題として取り扱う） |

事前アンケート結果（その他）

別途受領した以下の意見についても、検討状況を踏まえて、事務局から対応方針を提示するよう努力する想定

<その他取り上げるべき課題（機能に関するもの）>

| # | 分類 | 件数 | 主な意見（要旨抜粋） |
|---|-------------------|----|--|
| 1 | EUC | 4 | <ul style="list-style-type: none"> データソースを収集するための、基幹業務システムとEUC機能間の連携インターフェース、連携方法の定義が必要 宛名形式での出力の具体的なフォーマットの定義が必要 基幹業務の標準仕様書におけるEUCの追加機能取扱いの明確化が必要 |
| 2 | 文字基盤 | 4 | <ul style="list-style-type: none"> データ連携機能においても文字基盤の仕様による影響も考慮すべき。別な検討会も含め、開催有無・時期等の共有を希望 現在の文字要件では、地方公共団体において文字同定等の具体的な作業の進め方が不明瞭 文字基盤は適宜報告、情報提供の扱いとなっているが、意見募集を実施希望 |
| 3 | 統合DB | 2 | <ul style="list-style-type: none"> 最低限準拠を求める仕様を設定すべきかどうかの議論から必要 ベンダーとして開発計画の範囲に含めるか否かの判断が必要なため |
| 4 | 滞納管理 | 3 | <ul style="list-style-type: none"> 滞納の機能要件を満たす為に、データ要件・連携要件を強化が必要な点が多い 税・国保・介護・後期の滞納帳票が別々の帳票レイアウトとなっており、統一を希望する ユーザ毎のカスタマイズの発生を防ぐため統合収滞納システムとの連携要件の定義が必要 |
| 5 | アクセスログ、発行履歴、印刷処理等 | 1 | <ul style="list-style-type: none"> 各業務の標準仕様書に共通的に記載されている機能（アクセスログ、発行履歴、印刷処理等）の仕様の定義が必要 |

<その他取り上げるべき課題（機能以外に関するもの）>

- 実装時の疑問・課題の吸い上げの仕組み
- ガバメントクラウド利用時の制約
- 補助金の対象確認 など
- 共通機能の機能配置
- マルチCSPの構成
- パッケージ特例の取扱い
- 指定都市対応

申請管理WT_検討概要

2022年10月

デジタル庁

申請管理機能の検討経緯

令和3年度の検討では、トータルデザインで掲げられる「スマートフォンで60秒で手続きが完結」を念頭に、自治体へのヒアリング結果も踏まえて業務フロー・機能要件等を整理。第1.0版化において、インターフェース部分のカスタマイズを発生させないようにする観点から、申請管理機能として最低限必要となる、マイナポータル等の申請データを基幹業務システムに取り込むためのAPIを規定することとした。

令和
3年度

1. トータルデザインで掲げた「スマートフォンで60秒で手続きが完結」を念頭に、マイナポータルも含めた申請から審査・通知までの一連のプロセスにおいて、エンドツーエンドの一貫したデータ連携の実現するための業務フロー・機能要件を検討し、複数自治体のヒアリング結果を踏まえて精緻化

＜将来的に目指す申請管理機能の概要＞

- ① 申請データの取得・本人特定等を行い、基幹業務システムに対して処理可能なデータとして連携することで自治体職員が手作業で実施している作業を削減
- ② マイナポータル以外のオンライン申請システムのデータや窓口や郵送での申請書をデジタル化したデータの取り込み等においても、マイナポータル経由の申請データと併せて基幹業務システムへ連携することで、複数の申請チャネルについて一体的に扱う（以下、マルチチャネル対応）
- ③ 手続きの申請処理状況を管理し、マイナポータル等のフロントサービスに共有

令和
4年度
上期

2. 標準準拠システムにおける共通機能のインターフェース部分のカスタマイズを発生させないようにするため、共通機能と標準準拠システムとのインターフェースに限定して規定することとした
3. すでに自治体において補助金を活用して調達・開発が進められていることを踏まえ、申請管理システム（総務省仕様準拠）はセキュリティポリシーガイドライン（※1）等に準拠した申請管理機能の実装方式を例示したものと整理

＜共通機能標準仕様書（第1.0版）における申請管理機能の取扱い＞

- ① 申請者が申請手続等を行うシステム（マイナポータルその他のオンライン申請システム）と標準準拠システムの間を連携する機能のなかでも、最低限必要となる基幹業務システムが申請データをダウンロードするためのAPIを「申請データ照会API」として規定
- ② 「スマートフォンで60秒で手続きが完結」のための各種機能については、公共サービスメッシュ等の検討の中で整理
- ③ マルチチャネル対応については1.0版では規定せず、**以下の条件を念頭に関係部局と調整予定**
 - ✓ マイナポータル以外のオンライン申請システムが、ぴったりサービスが提供する申請データ一覧取得API、申請データ取得APIと同様の仕様でAPIを公開すること
 - ✓ ぴったりサービスが一意に申請データを特定する受付番号や、手続きを一意に特定する手続きコード等について、ぴったりサービスと区別可能な付番体系とすること
- ④ もともと基幹業務システムにおいて申請データをすべて取得するとしていたところ、意見照会の結果を踏まえ、基幹業務システムにおいて「管理が必要な項目」を取得するように変更。申請処理状況の送信についても申請処理フローの精緻化が必要なため、1.0版では規定しないこととした

令和4年度
下期～

ガバメントクラウド申請管理機能については、デジタル庁にて令和7年をターゲットに、基本的な機能から希望する地方公共団体が利用できるように検討を進める。